

豊川市特定空家等の認定及び措置に関する取扱要綱の一部を改正する要綱  
新旧対照表

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）<u>第22条</u>並びに豊川市空家等の適切な管理に関する条例（令和2年条例第17号。以下「条例」という。）第4条第2項及び第5条の規定に基づく措置に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条から第4条まで 略</p> <p>第5条 <u>法第22条第1項</u>の規定による指導は、指導書（様式第3号）により行うものとする。</p> <p>(勧告)</p> <p>第6条 <u>法第22条第2項</u>の規定による勧告は、勧告書（様式第4号）により行うものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(命令)</p> <p>第7条 <u>法第22条第3項</u>の規定による命令は、命令書（様式第5号）により行うものとする。</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>法第22条第4項</u>の規定による通知書の交付は、命令に係る事前の通知書（様式第6号）により行うものとし、同項の規定による意見書は、命令に係る事前の通知に関する意見書（様式第7号）とする。</p> <p>4 <u>法第22条第5項</u>の規定による請求は、命令に係る事前の通知に対する意見聴取請求書（様式第8号）により行うものとする。</p> <p>5 <u>法第22条第7項</u>の規定による通知は、命令に係る事前の通知書に対する意見聴取通知書（様式第9号）により行うものとする。</p> <p>6 <u>法第22条第13項</u>の規定による標識の設置は、標識（様式第10号）により行うものとし、同項の規定による公示は、豊川市公式ウェブサイトへの掲載の方法により</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）<u>第14条</u>並びに豊川市空家等の適切な管理に関する条例（令和2年条例第17号。以下「条例」という。）第4条第2項及び第5条の規定に基づく措置に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条から第4条まで 略</p> <p>第5条 <u>法第14条第1項</u>の規定による指導は、指導書（様式第3号）により行うものとする。</p> <p>(勧告)</p> <p>第6条 <u>法第14条第2項</u>の規定による勧告は、勧告書（様式第4号）により行うものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(命令)</p> <p>第7条 <u>法第14条第3項</u>の規定による命令は、命令書（様式第5号）により行うものとする。</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>法第14条第4項</u>の規定による通知書の交付は、命令に係る事前の通知書（様式第6号）により行うものとし、同項の規定による意見書は、命令に係る事前の通知に関する意見書（様式第7号）とする。</p> <p>4 <u>法第14条第5項</u>の規定による請求は、命令に係る事前の通知に対する意見聴取請求書（様式第8号）により行うものとする。</p> <p>5 <u>法第14条第7項</u>の規定による通知は、命令に係る事前の通知書に対する意見聴取通知書（様式第9号）により行うものとする。</p> <p>6 <u>法第14条第11項</u>の規定による標識の設置は、標識（様式第10号）により行うものとし、同項の規定による公示は、豊川市公式ウェブサイトへの掲載の方法により</p>

<p>行うものとする。 (代執行等)</p> <p>第 8 条 市長は、<u>法第 2 2 条第 9 項</u>の規定に基づき行政代執行法（昭和 2 3 年法律第 4 3 号）の定めるところに従い代執行（以下「代執行」という。）を行おうとする場合及び<u>同条第 1 0 項</u>の規定に基づく代執行（以下「略式代執行」という。）を行おうとする場合においては、協議会において意見を聴取しなければならない。ただし、行政代執行法第 3 条第 3 項の規定により代執行を行った場合は、代執行後の協議会において報告するものとする。</p> <p>2～4 略</p> <p>第 9 条～第 1 2 条 略</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要綱は、令和 5 年 1 2 月 日から施行する。</u></p>	<p>行うものとする。 (代執行等)</p> <p>第 8 条 市長は、<u>法第 1 4 条第 9 項</u>の規定に基づき行政代執行法（昭和 2 3 年法律第 4 3 号）の定めるところに従い代執行（以下「代執行」という。）を行おうとする場合及び<u>同条第 1 0 項</u>の規定に基づく代執行（以下「略式代執行」という。）を行おうとする場合においては、協議会において意見を聴取しなければならない。ただし、行政代執行法第 3 条第 3 項の規定により代執行を行った場合は、代執行後の協議会において報告するものとする。</p> <p>2～4 略</p> <p>第 9 条～第 1 2 条 略</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。</p>
--	--